

相続する権利がなくなる？その2 ～廃除～

令和7年9月作成



前回は相続人の欠格についてお話ししました。欠格は主に被相続人の死亡に関わる、あるいは死後に遺言書等に何かしらの行為を行うことが要件となっています。しかし、被相続人としてみれば、生前に将来発生する相続に直接影響を与えることができないという事でもあります。では、本人の意思で将来発生するであろう相続に備えて、特定の推定相続人に一切の相続をさせないという事はできないのでしょうか。実は民法には前回の「相続人の欠格」以外に「推定相続人の廃除」という規定があります。この制度を利用すれば、**被相続人が特定の推定相続人に相続させないという意思表示を実現**できます。ただし、推定相続人の権利を本人の意思にかかわらず奪うことができる規定でもあるため、その**要件と手続きは厳密に定められています**。民法では

遺留分を有する推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者をいう。以下同じ。）が、**被相続人に対して虐待**をし、若しくはこれに**重大な侮辱**を加えたとき、又は推定相続人にその他の**著しい非行**があったときは、**被相続人は、その推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができる**。

と定められています。つまり、廃除には被相続人に対する①虐待、若しくは②重大な侮辱、又は③著しい非行、という推定相続人による行為が必要です。そして、廃除を実現するための手続きは**家庭裁判所に請求する必要があります**。また、**廃除の意思表示は「遺言」で行うこともできます**。遺言書に推定相続人を廃除する意思表示がなされた場合、遺言執行者は相続の開始後遅滞なく家庭裁判所に廃除を請求しなければならないこととされています。

なお、廃除できる推定相続人が「遺留分を有する」推定相続人とされているのは、遺留分がない相続人に財産を引き継がせたくない場合には遺言書があれば事足りるためです。

廃除が認められるケースとしては以下のようなものがあります。

- ・ 推定被相続人に継続的に暴力や耐え難い誹謗中傷がおこなわれた
- ・ 推定被相続人の財産を勝手に処分した
- ・ 推定相続人が重大な犯罪をした
- ・ 推定相続人が長期間、不貞行為を繰り返している
- ・ 推定相続人との長期間の音信不通、推定相続人の行方不明等

単に不仲というだけでは足りず、客観的にみて、家族的信頼関係の破壊の程度が著しく、上記の用な事情で遺留分が無くなってもやむを得ないといえるものでなければなりません。

相続廃除が認められると、相続廃除された相続人の戸籍の身分事項欄に廃除されたことが記載されます。家庭裁判所で相続廃除の申立てが認められ、その審判が確定した場合には、10日以内に廃除される推定相続人の本籍地または届出人（審判の申立人）の所在地の市区町村役場に、必要書類とともに「推定相続人廃除届」を出す必要があります。また、相続廃除や欠格の場合にも代襲相続が適用されるので、**廃除された推定相続人に子がいれば、その子が代襲相続することになります**。

